

振り込めば あなたがその時 被害者に！

まさか…うちは大丈夫… その考えは要注意！

十勝管内では一見落ち着いてきているかのように見える振り込め詐欺ですが、ここで安心してはいけません。犯罪者グループは、常に新たな手口を考えています。

最近、架空請求のはがきが送られてきて、親に言えない物を孫が買ったのだらうと思ひ、代わりに代金を支払ってあげようとした高齢者が、郵便局員に止められる事案がありました。

不審な電話がかかってきた場合は、すぐに振り込むことなく警察や家族に相談してください。

あなたを守るサイバーセキュリティ

ネットバンキングに係る不正送金事案やオンラインショップ詐欺等、国民生活を脅かすサイバー犯罪の危険性が社会全体で取り上げられています。

サイバー犯罪の被害に遭わないために、一つの対策を講じるだけでなく、複数の対策を併用してサイバーセキュリティを行いインターネットを利用しましょう。

落氷雪による事故防止

例年2月は、寒暖の差が大きくなり、氷のようになった屋根の雪が落ちて下敷きになったり、屋根の雪下ろし作業中の転落事故や、除雪機に巻き込まれるなどで尊い命を落とす事故が発生しています。

このような事故を防ぐために、次のことに注意しましょう。

- ◆ 屋根の雪やつららを早めに下ろす。
- ◆ 危険な軒下を歩かない。
- ◆ 子どもたちを落氷雪の危険がある場所で遊ばせない。
- ◆ 除雪機による除雪は安全を確かめながら行う。

冬道での交通事故防止

**ストップ・ザ・交通事故
～めざせ安全で安心な北海道～**

- 目的地までの天候や路面状況を事前に確認し、時間に余裕を持った運転をしましょう。
- スリップ事故に遭わないために、スピードダウンと路面状況にあわせた慎重な運転を心がけましょう。
- 急発進、急加速、急ハンドル、急ブレーキなど「急」のつく運転操作はやめましょう。
- 見通しの悪い交差点などでは、徐行と安全確認を徹底しましょう。
- 吹雪や大雪など悪天候の運転は危険が伴います。不用意な外出は控えましょう。

Toyokoro Letter

活動をとおして…

地域づくり推進員 鎌本真理から
「とよころ」のステキを紹介します。



着任してから豊頃男子たちと共に町のPR活動を行ってきましたが、活動をとおしていろいろな学びや気づきがありました。

東京等のイベントの販売ブースで得られた売上のテクニックやアイデア、消費者の声の貴重さはもちろんのこと、行動を共にして話をする時間が多くなるたびに青年たちの町づくりや地域に対する熱い思いがあることを知ることができました。

各々の考え方や意見交換、相互理解を深める場になっており、参加している青年たちの絆は深くなってきていることを垣間見て、町のPR活動だけではいい成果もたくさんあることに気づきました。

今後の事業に関しては模索段階ではありますが、彼らの雄姿を見ていると私の中にも何かしら形あるものを作りあげたい気持ちが出てきています。まずは、私ができることからサポートしていこうと考えています。



東京で行なったイベントで笑顔を見せる豊頃男子

移住前に「地域のコミュニティに入り込むことは難しい」と耳にしていたのですが、大きな心で受け止めてくれる彼らの「姿」はすごくカッコいいです。変な意味ではなく…この地

域を担っていく彼らから豊頃町の将来が見えたというべきでしょうか。個々の思いが強くて、ただ一人が動くのでは小さなパワーですが、チームになれば何か形になっていくのではないかと期待しています。



Facebookにて「ToyokoroLetter」を運営中
お気軽にフォローよろしくお願いします♪

**青年女性交流推進助成金
青年と女性の出会いと交流を応援します！**

事業内容

未婚男性と未婚女性との交流会に対して、次の要件を満たす場合、助成金を交付します。

対象要件

- ① 町内の飲食店で開催すること。
- ② 原則、4名以上の未婚男女の交流会であること（仲介役は2名まで参加可）。
- ③ 原則、未婚男女の比率が均等であること。
- ④ 未婚男女は2つ以上の異業種又は他の会社から出席すること。
- ⑤ 団体・社内、忘年会や同窓会等で実施されるものは除く。
- ⑥ 未婚青年は町民であること。

助成金額

対象者一人あたり、費用の総額を対象者数で割った費用の2分の1（上限額は2,000円）と帰りのタクシー代（1台につき500円まで）の一部を商工会商品券で交付。

必要書類

- ① 申請書
- ② 開催証明書（開催飲食店が発行）
- ③ 写真（対象者全員が写っているもので、開催前と後の2枚必要）
- ④ 領収書（飲食代、タクシー代）

手続き

開催前に企画課までご連絡ください。申請は、企画課に開催後1か月以内に必要書類を提出してください。

問合せ先 役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216

**町外通勤者助成金の
下半期分の交付申請を
受け付けします**

平成28年度より、対象年齢及び助成金額が拡充されました

本制度は、町内に居住し町外の職場へ通勤する若者に月額7千円分の豊頃町商品券を支給する制度です。

町内に居住し町外へ通勤する若者（18歳以上40歳以下の方）に月額7千円分の豊頃町商品券を支給します。

助成金交付申請の下半期（平成29年10月～平成30年3月）分は、3月末日までとなっておりますので、次の要件をご確認のうえ、手続き願います。

申請に必要な書類

- ① 町外通勤者助成金交付申請書
 - ② 雇用証明書（任意様式）
 - ③ 町税等納入状況調査承諾書
 - ④ 町外通勤者勤務状況証明書
- ※①、③、④は、町企画課備え付けの様式を使用してください。
- ※④は、通勤実績で証明してください。（「通勤見込み」では不可。特に3月分の通勤実績については、証明日との整合性にご注意ください）
- ※平成29年度上半期申請の方で、勤務先に変更がない場合には、②の提出は必要ありません。

申請書類の提出先

申請に必要な書類は、町企画課町づくり推進係（担当：吉田・滝沢）へ直接または電話で請求のうえ提出してください。

申請期限

下半期分：平成30年3月15日～平成30年3月末

対象要件

- ① 本町に居住している方
- ② 昭和52年4月2日～平成11年4月1日生まれの方
- ③ 町外通勤日数が15日以上の月が3か月以上ある方
- ④ 通勤者および同居家族が町税その他町に対する債務を滞納していない方
- ⑤ 高等学校、専門学校、大学等に在籍していないこと。

助成基準日

助成を受けようとする方は9月15日（上半期）、3月15日（下半期）に対象要件を満たしていること。

助成金額

月額7千円分の豊頃町商品券を支給します。勤務実績に応じて支給月数が変わります。

問合せ先 役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216

http://www.toyokoro.jp/docs/2013030400045/